

E. 健康管理について

1. 健康保険証について

マイナンバーカード保険証を学生が常に自分で持っていられるような状態にしてください。

既存の健康保険証は 2024 年 12 月 2 日以降、新たに発行されなくなりました。マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行しています。ただし、お手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長 1 年間使用できます。

まだマイナ保険証を持っていない人は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの保険証利用登録を行ってください。マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーからでもできます。

厚生労働省 HP「マイナンバーカードの健康保険証利用について」



※病院受診時に保険証を提示しないと自費診療（全額負担）でしか診ていただけません。くれぐれも本人が自分の保険証を所持してください。

2. 定期健康診断について

- ・学校保健安全法第 13 条に基づき、毎年、年度当初に定期健康診断を実施します。
これは健康の保持増進を図り、疾病の早期発見や治療勧告を行い、学生の健康管理を目的とします。定期健康診断の受診は法によって定められています。必ず、受けてください。
- ・未受診者は学生通則第 22 条第 3 項の通り自己負担（健診費用 + 文書科で数千円かかる）で医療機関に健康診断を受けに行き、健康診断書を大学へ提出しなければなりません。
- ・健康診断の結果は奨学生の推薦や実習関係、就職試験時に証明が必要となる事があり、受診者は本学の健康診断証明書（¥200）を発行できます。

3. 体調不良やケガ、からだやこころのことで心配なことがある時について

キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター（人間社会学部研究棟 1 階）へ来てください。
傷病については応急処置をします。相談事は一緒に考えましょう。

4. AEDについて

- ・学内に 10 台、学外の空手練習場に 1 台設置しています。（P48）
- ・毎年、全 1 年生対象の講習を実施しています。